

## 管理義務・管理者・安全点検報告書について

### 管理義務

屋外広告物を掲出された広告主は、補修その他必要な管理を行い、事故の防止に万全の注意を払う義務があります。

### 大規模な広告物の管理

千葉県屋外広告物条例では、高さが4 m以上又は一表示面積が10 m<sup>2</sup>以上の大規模な屋外広告物については、次のいずれかの資格を有するものを**管理者**としておき、その者に管理を行わさせなければなりません。(条例第12条の3)

- (ア) 千葉県知事に屋外広告業の届出をした者
- (イ) 屋外広告士
- (ウ) 一級建築士
- (エ) ネオン工事に係る特殊電気工事資格者

また、上記の大規模な屋外広告物にあっては、屋外広告物の**更新許可の申請書**に、申請の2箇月以内に実施した**安全点検報告書**を添えて提出することになっています。(千葉県屋外広告物条例施行規則第9条)